

入居に係る注意事項



1 使用できる者

施設を使用することができる者は、次の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 県外から本市への移住定住を検討している者であること。
- (2) 市が管理するSNS等にて実施する市内での生活の様子や、魅力などの外部へ向けた情報発信に協力すること。
- (3) 市が実施するアンケートに協力すること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (5) 高等学校等（高等学校、中等教育学校、高等専門学校（1年生から3年生まで）、専修学校高等課程及び特別支援学校等）に在籍している者のみの使用でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用することが適当でないと市長が認めた者でない者

2 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 施設をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び什器類（食器やその他家具）を適切に取り扱うこと。また、使用した寝具（シーツ類・枕カバー）はクリーニングのうえ返却すること。
- (5) ごみは、決められたルールに従い分別すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 禁止行為

使用者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしていけません。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (3) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 申請書に記載された使用者以外の者を宿泊させること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (8) 動物を飼育すること。
- (9) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

4 その他

- (1) お試し移住体験に係る使用料は無料ですが、電気料、ガス代、水道料等生活に係る費用及び軽易な修繕費は使用者の負担となります。なお、軽易な修繕とは、入居者の日常的な使用によって発生する軽微な損傷や故障（電球やリモコン電池等の消耗品）の修理をすることを指します。
- (2) 退去に伴う補修費は免除しますが、通常の使用状態を超える著しい施設の損傷等があった場合や、使用者の過失により損傷等があった場合は、使用者に現状回復の義務が発生する場合があります。